

「令和6年6月札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会  
「調査報告書」」の事案に係る再調査の必要性について  
(検討結果報告書)

【公表版】

令和8年3月

札幌市子ども・子育て会議いじめ問題再調査部会

## 1 再調査の申立と再調査の範囲

申立人は、「令和6年6月札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会「調査報告書」」（以下、調査報告書）に関する所見において、札幌市教育委員会（以下、教育委員会）に対する調査のみを希望し、また、調査の必要は教育委員会がいじめ防止対策推進法を正しく理解し運営しているかであるとし、調査報告書の内容について申立人の認識の相違点を述べている。

いじめ防止対策推進法（以下、法）第30条第2項において、再調査は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事案の発生防止のために必要があると市長が認めるときになされる。その範囲は、申立人の意見にこだわらないものであり、また、法・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下、ガイドライン）の列举事由は例示的なものであることから、札幌市子ども・子育て会議いじめ問題再調査部会（以下、当部会）では、調査報告書全般についての事実認定、再発防止策の提言の内容などを検討の範囲とする。

## 2 再調査の必要性の判断のための部会の開催について

申立人の調査報告書の内容に対する認識の相違の背景について、当部会では、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（以下、調査検討委員会）が調査した聴取りおよび資料に基づいた判断を試みたほか、以下の聴取りおよび資料による調査を行った。

- (1) 令和6年12月27日 審議会の概要および再調査の必要性の検討について
- (2) 令和7年1月28日
- (3) 令和7年2月26日
- (4) 令和7年3月25日 市教育委員会担当者に対する第一回聴取り（以下、聴取り①）
- (5) 令和7年4月30日
- (6) 令和7年5月28日 申立人に対する聴取り（以下、聴取り②）
- (7) 令和7年8月20日
- (8) 令和7年9月30日 小学校元教頭に対する聴取り（以下、聴取り③）
- (9) 令和7年11月5日
- (10) 令和7年11月27日
- (11) 令和7年12月23日 市教育委員会担当者に対する第二回聴取り（以下、聴取り④）
- (12) 令和8年1月13日
- (13) 令和8年2月3日

(14) 令和8年2月25日 申立人への調査結果の説明

(15) 令和8年3月12日

### 3 調査報告書の重大事態の判断

調査報告書においては、申立人の調査を要望するいじめに該たるとする事実のうち、本件性被害行為（以下、本件行為）について、重大事態と判断している。その他の事実のうち、三つの事実はいじめに該たるとし、それ以外の事実はいじめと認定していない。当部会は、この判断は相当であると考えます。

- (1) 本件行為が心身への重大な被害を与えたこと、また、その行為によりストレス性障害に罹患しているという診断があることからすると、本件行為は重大事態であるとの判断は相当である。
- (2) 他の事実については、被害児童のアンケート、聴取り、中学校作成のメモから三つの事実はいじめと認定し、それ以外の事実はいじめと認定していない。また、他の事実の判断においては、学校の資料（被害児童のアンケート、聴取り、中学校作成のメモ）以外の更なる調査をしていない。
- (3) 申立人が調査を要望したいじめに該たるとする事実は、被害児童と加害生徒を同じくする一連のものである。調査検討委員会は、被害児童の心情を配慮し、また、加害生徒側の同意が得られないことから、聴取が出来なかったという事情の下で学校の資料に基づいて判断している。更なる調査をすることによる被害児童、関係児童生徒の心身の影響を考慮すると、認定方法として妥当なものと考えます。当部会としても被害児童および関係児童生徒に対する更なる調査は相当ではないと判断する。
- (4) 申立人の所見においては、新たな事実の訴えはなく、当部会が新たな事実として認めた事実はない。

以上のことから、調査報告書のいじめによる重大事態の判断については相当であり、再調査の必要性は認められない。

### 4 申立人の認識の相違に対する当部会の意見

- (1) 教育委員会のいじめ防止対策推進法に即した対応について

申立人は、聴取り②において、令和5年6月、8月、11月頃に起きた絞首事案の調査に関して、「前段階の調査」という運用がなされていると意見している。当部会は、令和3

年5月に起きた本事案の調査報告書に対する申立人の所見について、再調査の可否を判断するものである。したがって、申立人の前段階の調査に関する右所見については判断する立場ではない。

また、申立人は、重大事態調査に関し、教育委員会は、独自のルールを説明し、また、調査が開始すると、小学校の負担が大変であると説明し、調査が開始されなかったと意見している。

調査報告書は、申立人の本件行為の重大事態調査申入れについて、以下の経緯を認定している。

教育委員会は、令和3年8月には、本件行為について申立人から連絡を受けた。その後、9月には申立人から教職員課に対し、当該中学校の校長の処分の申入れがあった。

申立人は、10月中には教職員課、児童生徒担当課に何度も当該中学校の対応の不安、連携、加害生徒の通学路に関する要望等を繰り返し伝えた。

11月2日には、教職員課に対し、中学校の校長の不適切な対応についての対応が進まないことから、いじめ問題として調査に一本化すると伝えた。

11月8日、被害児童について、ストレス性障害との診断書が出ていることを児童生徒担当課に伝えた。

11月15日、児童生徒担当課に対し、当該小学校に負担をかけないよう第三者委員会による重大事態調査の申入れがあり、当該中学校の校長と学年主任の対応を含めて、重大事態調査に一本化したいと伝えた。11月24日、教育委員会担当者は、当該小学校に赴き、重大事態調査の説明をした。そして、12月7日付要望書が作成された。

申立人は、重大事態の調査申立は、学校か教育委員会のいずれに対してもできると認識して教育委員会担当者に申入れをしているのに対し、教育委員会担当者は、重大事態の調査の流れは被害児童が在籍している学校から教育委員会へ報告がなされること、調査主体が教育委員会になっても学校は調査を行い被害児童の支援をすることになる、教育委員会に直接申入れをしても対応できない、調査主体を学校とするか教育委員会とするかについては教育委員会が判断すると、重大事態調査に関する流れを繰り返し答えている。

こうした一連の経過と被害児童を守るために行動している申立人の状況を鑑みると、申立人が、教育委員会から、いじめ重大事態調査について、法・ガイドラインとは異なる独自のルールを説明されたと考え、そして、独自のルールにより重大事態調査の開始が遅れたと考えたのは無理からぬところである。

調査報告書も指摘するように、本件行為が発生したことは関係者の共通の認識であったのであるから、申立人が重大事態調査の開始を希望した時点で速やかに調査が開始されるべきであったといえる。そもそも、本件は、申立人から小学校に情報提供され、前記したように令和3年8月には教育委員会は性被害行為を認知している。右行為は、いじめによる重大事態に該たることは明白であり、教育委員会は直ちに重大事態として認知し、法に基づく調査を検討すべきであった。しかるに、教育委員会は、家庭裁判所の審判という司法の判断がなされていたことから、事実は明白であるとして重大事態による調査について検討をすることはなかった。この点について、聴取り①において、教育委員会担当者は、当時の判断として、警察の調査、家庭裁判所の手続が終わり、今後は学校の見守りが必要だと思った、重大事態の調査が必要という考えに至らなかった旨を答えている。司法の判断と重大事態の調査、それによる再発防止策の提言は異なるものであるから、教育委員会の認識は誤りである。教育委員会はいじめ防止対策推進法を正鵠に理解していないと言わざるを得ない。

以上のように、申立人の所見に係る一連の経過と教育委員会の対応の問題点は調査報告書も認めているところであり、再調査の必要性は認められない。

## (2) 要望書の提出に関する調査報告書の記述について

申立人は、調査報告書において、要望書を教育委員会に持って行くことを小学校教頭に申し出た際に預かることになり、それが金庫に保管する、落ち着いたものとされていることについて、納得しないと意見している。

当部会の聴取り（聴取り①～聴取り③）において、申立人は、要望書は小学校教頭から教育委員会に提出されるものだったと認識しており、他方、小学校教頭は預かるという認識であった。当部会で、このような認識の相違の由縁を解明することは難しい。しかしながら、次の指摘をする。

申立人からの要望書は、令和3年12月7日付、被害児童が在籍する小学校校長、教頭を宛先とする「いじめ問題調査、対応に向けての要望書」という標題であり、別紙を含めて34頁に及ぶものである。その1頁目の「はじめに」においては、重大事態調査の申入れとスポーツ少年団の先輩と後輩という一定の人間関係にある状況の中でいじめの行為が始まり、徐々にエスカレートした中で犯罪行為が発生している状況と考えられるという重大事態の内容の説明をしている。2頁目以降は、小学校にお願いしたいこと、要望書の目的・目標、被害児童の現状、そして、いじめ被害の経緯について、被害児童が小学2年のころ

から、どこで、どのような行為があったかを具体的に記載している。さらに、関係先への連絡日時、内容を令和3年5月30日から令和3年12月6日まで記載したものである。

要望書の内容が詳細かつ個別具体的であることからすると、申立人は小学校教頭からいじめに関する書面の作成を言われるまでもなく、これまでの経緯を自ら整理していたものと考えられる。そして、要望書を作成するに至った一連の経過からすると、要望書は、強い決意を持った重大事態調査の申入れであり、教育委員会に提出されることを意図したものである。そうすると、申立人が令和3年12月10日の申立人、教育委員会担当者、中学校校長、小学校教頭の面談時に要望書を持参したのは重大事態の調査の申入れをするためであり、そして、その内容からすると、四者の面談によって重大事態調査の申入れを躊躇し、「預かる」とは思われない。

他方で、申立人を含む四者の面談において、申立人の真意、立場を理解すべき姿勢が不十分であったことについて教育委員会、中学校から謝罪があったことは、申立人も認めるところである。教育委員会担当者、中学校はそれまでの対応を申立人に謝罪したことにより、解決したと判断したと思われ、また、教頭が要望書を預かるという判断をしたと思われる。

ところで、教頭は当日の面談終了後、申立人から要望書を渡された際に、調査に関しての意見を確認していなかった。しかし、教頭は、当部会の聴取り③において、要望書に何が書かれてあるかはいじめと書いてあったので本件についてのもものと認識し、また、要望書を教育委員会に渡せば重大事態の調査がスタートするのは分かっていた旨を答えている。よって、要望書が重大事態の調査を求めたものであることは知っていたと考えられる。そうであれば要望書を金庫に預かるということは調査を求めないことでよいのかということについて確認をすべきであった。同時に、11月2日、15日に申立人が教育委員会担当者に重大事態の申立をすると説明し、また、11月24日に担当者が小学校教頭に重大事態の説明をしているという経緯、そして、12月10日に担当者が申立人と面談をしていることからすると、教育委員会は、要望書の存在を知っていたかどうかにかかわらず重大事態の申立てについて確認すべきであった。その確認をしていれば、要望書の取り扱いについて誤解が生まれることはなかった。

以上のように、要望書について適時な取扱いがなされなかったことにより、本事案の重大事態調査開始が遅れたことについては教育委員会として真摯に反省すべきである。調査報告書は、教育委員会の対応として、「本件加害行為が発生したことは関係者の共通認識であり、要望書の提出の有無、申立人の意向に左右されることなく、直ちに調査を開始す

べきであった」と判断し、提言において、犯罪行為としての調査といじめの調査は両立するとも指摘している。申立人が意見する事実、認識の相違があったとしても、調査報告書の直ちに調査を開始すべきであったという判断は相当であり、再調査の必要性は認められない。

### (3) 重大事態調査の取り下げについて

申立人は、令和4年3月17日に教育委員会担当者に「12月に面談をして決着したが、やっぱり重大事態調査をして欲しかった」とは話していないと述べている。当部会では、この発言の有無について判断することはできないが、次の指摘をする。

この所見は、令和3年12月10日の面談は、申立人にとって重大事態調査の申入れをするためであり、謝罪があったからといって申立を取下げの気持ちはなかったところによる。ところが、教育委員会担当者は、謝罪をし、申立人がこれを受け入れてくれたことから解決したと判断し、重大事態調査の申入れは取下げられたと判断した。

しかし、12月10日の面談は、場所が小学校という教育者側の拠点であったことに加え、面談者が教育委員会担当者、中学校の管理職という緊張する状況で行われた。深刻な被害に直面し、心身ともに疲弊している保護者にとって、こうした環境は極めて威圧的であり、心理的安全性が確保されていたとは言い難い。学校という空間そのものが、適切な対応を受けられなかったことによる不信感や不安を想起させる場所となっていた可能性も否定できない。このような状況下では、申立人が謝罪と調査申入れは別であると考えていても、それを明確に伝えられなかったとしても無理はない。小学校、中学校、教育委員会が解決したと判断しているのは、それは教育者側からの視点であり、保護者・被害児童の事実調査を求めるといった気持ちを十分汲み取ったものではなく、これを「謝罪により解決し、申立が取り下げられた」と教育者側の視点のみで解釈したことは、当事者の心情に対する配慮を欠いたものと言わざるを得ない。教育委員会がこのような判断、対応をしているのは、重大事態が犯罪行為にあたる場合には重大事態の調査はしなくてよいという誤った認識によるものである。教育委員会は、法の理解が不十分であったと強く指摘する。

前記のように、調査報告書は、申立人の意図に左右されることなく、直ちに調査を開始すべきであったと判断しているところであり、再調査の必要性は認められない。

### (4) 加害行為の継続可能性について

令和3年6月、申立人から被害児童が加害生徒から性被害にあった旨の情報提供があつ

た。申立人は、その当時、同種の加害行為が継続して行われる可能性が著しく減退していたという調査報告書の内容について否定している。

加害者の再犯の可能性については、当部会の調査検討範囲が限られており、加害者および関係者への聴取りなどをもとにした検討には至っていない。そのため、同種の加害行為が減退するかどうかについては、当部会による判断は困難であるが、次の指摘をする。

いじめの被害者および保護者においては心身のストレス反応不安（再体験・侵入的想起による恐怖や、覚醒亢進症状としての過敏さなど）は長期にわたり持続することが考えられる。したがって、「加害行為が継続して行われる可能性は減退していた」という客観的な評価がなされた場合であっても、いじめ重大事態における関係者のケアにおいては、これらの主観的事実に着目し、長期的な支援を継続していく必要があるといえる。

当部会では、申立人の加害行為の継続性に対する不安は、教育委員会をはじめとした関係機関による事後対応や継続支援がスムーズに進んでいないことに起因するものであると判断した。教育委員会は、「同種の加害行為が継続して行われる可能性は著しく減退していたとは思わない」と思わざるを得ない状況に追い込まれた被害者の精神的苦痛や不安の軽減、サポートにまずは努めるべきであっただろう。

調査報告書は、中学校の対応について、少なくとも本件加害行為の事実を把握した時点で、被害児童と加害生徒が接触して再度被害を受けることのないよう接触機会は排除されるべきであり、そのような方向に向けた動きがなされていないとし、被害者対応の意識が低かったと指摘している。また、中学校への組織的対応として被害者側である申立人に対しては、不十分であったとしている。その上で、学校のいじめ防止基本方針の必要な改変を行い、組織的な対応への反映を求める提言をしている。調査報告書は、本件行為をふまえた適切な提言をしており、再調査の必要性は認められない。

#### （5）児童相談所や警察の動きも踏まえた対応について

申立人は、調査報告書の当該小学校及び中学校は、当事者のプライバシーに配慮しながら、児童相談所や警察の動きも踏まえて対応することとなったとの調査報告書の内容について、プライバシーよりも心身の安全を最優先事項として欲しいと思ったと意見している。当部会では、関係機関との連携について、次の指摘をする。

本事案における連携については、一定程度保たれていたとは認められるものの、実際には異なる機関、または保護者と各機関が連携をとることには、それぞれの機関の「連携の考え方」に差異があったように感じられる。具体的には、聴取り①から、教育委員会は当

時、いじめ重大事態であるという認識よりも先に司法の判断と措置があると考えていたことがうかがえた。したがって、各機関の想定内での「連携」はされていたとはうかがえるが、その先の保護者の心身の安全の方策までを射程に入れたさらなる対応が求められる。特に、情報のやり取りや引継ぎを確実に行うシステム及びチェック体制、さらに被害者親子に安心してもらうような情報を提示するなどの事後支援が必要であるといえよう。

被害児童の登下校に関する中学校の対応は、申立人の不安を払拭していないものがあつたことは、調査報告書も指摘している。他方で、被害児童が小学校・加害生徒が中学校にそれぞれ在籍する場合の対応方法について、法、ガイドライン、学校の基本方針は定めるところがない。そこで、調査報告書は、教育委員会が当該校を所轄する立場として主導的対応をすることを提言している。よって、再調査の必要性は認められない。

#### (6) 転校への合意と中学校教諭による高圧的な対応について

申立人は、当事者の保護者間で加害生徒が令和3年の年末までに転校すること、それまでは加害生徒を自動車で登校時に送迎することの合意を成立したとの調査報告書の内容について、前者は合意は成立していないとし、後者は合意内容の実行に関する中学校の学年主任の対応について意見を述べている。

合意の成立に関して、登下校に関する合意書が作成されたと思われるが、調査報告書からは合意内容が明らかでない。登下校、接触禁止に関して、中学校が被害児童、保護者への対応が十分でなかったこと、小学校と中学校の連携が不足していたことは調査報告書においても指摘されているところである。本件のような性被害事案においては、被害児童生徒をどのように守るべきかの視点が最重要であることを学校、教育委員会において確認されるべきである。

また、中学校教諭による高圧的な対応に関して、調査報告書は、本来は事案の重大性を認識し、被害児童と保護者の心情を考えた丁寧な対応を管理職を中心に組織として優先事項として作り出すべきであつたとし、にもかかわらず、十分な対応がなされておらず、このことが申立人の不信感、不満感を拡大することになったと指摘している。そして、性加害、被害に関する理解の不足があつたことは、改善が求められる点であり、性被害と被害児童及びその関係者への支援に関する知識への欠如、研修が、今後適切に行われる体制作りが、全ての中学校に求められるとしている。

調査報告書は再発防止の手立てとして、中学校の組織的対応、学校側のリーダーシップ、教育委員会への主導的対応などについて具体的な提言がなされており、再調査の必要

性は認められない。

#### (7) 要望書に対する教育委員会の対応について

申立人は、報告書の令和3年12月10日の面談の機会において、要望書は小学校が預かることとなり、教育委員会にはその存在は知らされなかったとの部分について、教育委員会には要望書のことを話しており、知らなかったはずはないと意見している。

教育委員会担当者が要望書の存在を知らなかったかどうかについて、申立人と教育委員会の認識に相違がある。当部会は、申立人が要望書の存在を面談時に話したかどうかは、録音など客観的資料がなく、当部会での判断が難しい。しかし、次の指摘をする。

要望書が金庫に保管されていたことからすると、小学校校長、教頭がそのことを教育委員会に報告しなかったことは、本件の重大性からすると、教育委員会と学校の連携という面からも問題である。教育委員会は、12月10日以降も、担当者が本事案について教頭と連携していれば、要望書の存在を知り、申立人の意図を早めに確認することができた。このような手立てにより教育委員会は要望書の存在を知りえたのでないかと思われる。言い換えれば、要望書の存在については、面談を含めた流れを学校内でとどめず、学校と教育委員会が相互に連携しながら経過について情報の共有がなされていれば要望書の存在が判明しえた。

また、前記したように、11月2日、15日に申立人が教育委員会担当者に重大事態調査の申立をすると説明し、また、11月24日に担当者が小学校教頭に重大事態の説明をしているという経緯、そして、12月10日に申立人と面談をしていることからすると、要望書の存在を知っていたかどうかにかかわらず、事案の重大性を認識している教育委員会は重大事態調査の申立について確認すべきであった。さらに、重大事態調査の申立を告げられていることからすると、面談における謝罪により解決したと考えたとしても、重大事態調査の申立を取下げかどうかの確認をすべきであった。申立人が取下げても法に基づいて重大事態調査はなされることを説明するべきであった。

その後、教育委員会は、令和4年4月になり要望書を受領しているが、重大事態調査申入れを令和3年12月7日と数か月も遡って受理している。このような取り扱いは、本事案に関する教育委員会の対応に問題があったことをうかがわせるものである。

また、仮に要望書の存在を知らなかったとしても、それは教育委員会が本事案について重大事態の調査に直ちに着手しなかった理由にはなりえない。

調査報告書は、前記のように要望書の提出の有無に左右されることなく直ちに調査を開

始すべきであったと判断しており、教育委員会が要望書の存在を知っていたとしても、この判断が相当であることに変わりがない。よって、再調査の必要性は認められない。

#### (8) スポーツ少年団の対応とその評価について

申立人は、調査報告書の、学校がチームのポスター掲示を許可するだけの関わりであること、また、スポーツ少年団の監督とコーチが連盟に報告しなかったことについて、意見を述べている。それらの意見は、事実の相違、評価が異なるとするものではない。そして、調査報告書のスポーツ少年団等に関する今後に向けての国への提言は相当である。よって、再調査の必要性は認められない。

### 5 所見以外で当部会が再調査の必要性の判断をするうえで検討した点

#### (1) 教育委員会の情報共有や連携・対応の体制について

令和5年2月の調査報告書での提言、令和6年6月の調査報告書での提言を受け、教育委員会における現在の実行状況と具体的な取り組み内容について、教育委員会より提出された資料に基づいた聴取りを実施した（聴取り④）。これらを踏まえて提言の実行状況を確認したところ、体制整備において一定の進展は見られるものの、本事案の対応に依然として課題が残ることが浮き彫りとなった。以下、課題について意見する。

#### ア 教育委員会の主導的役割と組織的な対応

本事案において、被害発生後に学校側からスクールカウンセラー等の相談提案はなされていたものの、結果として具体的な支援には至らなかった。この点について、当部会では、被害児童および保護者にとって「いじめの相談」をすること自体への心理的負担が極めて高く見積もられており、それが援助希求を阻害する要因となっていたと指摘する。

こうした状況を鑑みると、調査報告書における「単一の学校を超えた組織対応」や「教育委員会内への対応チーム配置」という具体的な提言に対し、教育委員会はより主導的な立場で応じるべきである。聴取り①および④において、現在、学校への窓口設置による継続的な情報共有の推進や、教育委員会側への心理支援や相談業務を専門とするスタッフの配置など、多角的な助言が可能な体制整備が進められていることは確認されている。

しかしながら、今後は単にいじめの内容を聴取する「いじめ事案に対する相談」の枠組みに留まるべきではない。被害後の日常生活の変化や心身反応に対する具体的な支援、さらには重大事態に伴うストレスへの心理教育など、被害者や関係者の心身に寄り添った

「積極的な関与」を行う体制の構築が、学校および教育委員会には強く求められる。

#### イ 組織対応の柔軟性の欠如と当事者への不十分な配慮

本事案において、いじめの相談と中学校校長に対する処分希望という二つの訴えが同時になされた際、教育委員会の対応は結果として当事者に「たらいまわし」であるとの印象を与えていた可能性が、教育委員会への聴取り（聴取り①）の結果などからうかがえた。この点について、当部会では、傷ついた保護者に寄り添う姿勢が欠如しており、説明も極めて不十分であったと指摘する。

特に、本事案のように小学校と中学校という校種をまたぐ重大事案においては、従来の慣例にとらわれず、速やかに「新たな対応チーム」を構築するなどの柔軟な組織対応が必要であったが、それが実行されなかった点は大きな問題である。また、申立人が望んでいる事柄については、たとえ調査の結論が出ていない段階であっても、現時点での方向性を示すなど、誠実な情報共有と対話を通じた配慮がなされるべきであった。

今後の教育委員会の体制においては、組織の縦割りを排し、被害者や保護者の心情を第一に置いた、機動的かつ誠実な対応体制の確立が不可欠である。

#### ウ 情報公開のあり方と社会的意義

本事案に関連する提言や報告書等の情報公開の運用についても検討が必要である。過去、提言が公表された後に短期間で削除されるなどの運用が見受けられたが、こうした対応は市民の理解を深める機会を損なう恐れがある。この点については、行政の透明性を確保し、再発防止に向けた教訓を社会全体で共有するためには、オープンな議論とともに、多様なチャンネルを活用した積極的な情報発信が必要である。

教育委員会においては、単なる資料の公開に留まらず、市民や関係者がいじめ問題の現状と改善策を正しく理解できるよう、継続的かつ多角的な広報・周知活動に努めるべきである。

#### (2) 被害児童への支援体制について

上述したとおり、本事案において被害後の児童および保護者のケアについて、学校からスクールカウンセラー等の相談について提案がなされたものの、希望がなかったため相談には至っていないことが、これまでの調査報告書および教育委員会への聴取り（聴取り①）等より明らかとなった。

性被害のような心身に重大な影響を引き起こす出来事に遭遇した場合、その出来事に関する記憶そのものが被害者や関係者に強い苦痛を引き起こすため、出来事について語ること自体が困難なケースは少なくない。したがって、学校および教育委員会には、いじめ事案そのものに対する相談や当事者が望まない心のケアを提案するのではなく、アウトリーチ型支援の展開が必要であると考え。具体的には、事務的な連絡や進捗報告を接点とした定期的な連絡を行い、児童生徒および保護者との信頼関係の再構築を図る。何か困り事があったから相談するという形式ではなく、定期的な連絡と接触が準備されていることで、傷ついた経験のある当事者にとって、不安を軽減する手立てとなるのではないだろうか。いじめ事案について解消と調査が終結してからも、被害者と保護者との継続的な関わりが続いていくこと自体が、心身のケアと安全・安心な生活の実感につながるのである。そのために、学校、教育委員会、家庭、地域が一体となり、包括的支援を具現化していくことが求められる。そのほか、被害後の日常生活や心身反応に対する相談支援や重大な事態にともなう心身のストレスに対する正しい知識についての心理教育など、被害者および関係者への積極的関与も、回復の一助となるだろう。

### (3) 提言の実行状況について

調査報告書における提言は本事案の内容に対する適切なものである。しかし、ガイドラインにおいては、「調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない」と記されている（第11章第2節 調査報告書で提言された再発防止策の実施）。そこで当部会は提言の実行状況について、教育委員会担当者から聴取り（聴取り④）を行った。教育委員会の調査報告書における提言の実行状況について、当部会は次の2点について意見を述べる。

#### ア 提言の実行状況およびいじめに関する方針や対策の情報公開について

まず、聴取り④より、教育委員会は、提言の実行状況やいじめに対する方針、対応などについてWebサイト等に記載しているほか、市内の各小中学校のいじめに関する方針や対策なども学校のWebサイトにて記載するよう指示していることが明らかになった。しかし、いじめに関わった経験のある児童生徒や保護者は、複雑な行政情報を自ら取得することが困難な心理状態（心理的視野狭窄）にあることが多い。したがって、これらの情報については、市民のアクセシビリティを向上させるような手立て（トップページ等からアクセスが容易であること、用いられる用語や表現への工夫をすること、SNSサービスや学校

だよりといった定期的な通知を行うこと)で、安心感が担保されるのではないかと考える。具体的には、札幌市立学校では、学校・保護者間連絡アプリ「すぐーる」が一斉導入されている。すぐーるでは、各学校だけではなく、教育委員会からも市内全校に関わる連絡を配信することが可能である。こうしたアプリを用いた通知は、いじめに関係した当事者や保護者だけではなく、すべての児童生徒および保護者が、いじめに関する方針や対策について容易に知ることが可能となるため、積極的に活用すべきである。

イ 教育委員会は、各学校や教員が閲覧できるよう、学校に求められているいじめへの対応について複数パターン架空事例等と対応の具体例を示したフローチャートを作成している(聴取り④)。しかし、学校におけるいじめ問題は多種多様であり、いじめ事案そのものの状況や関係児童生徒の特徴のみならず、それらを取り巻く学校や地域の風土により、柔軟な対応が求められることが想定される。提言をスムーズに実行していくためには、これらの架空事例などをもとに、教職員研修や日々のシミュレーションなど、平時より、学校に携わる者全体がいじめが発生した場合に迅速かつ的確に対応ができるような準備が必要不可欠であるといえる。

## 6 今後に向けて

当部会では、これまでの調査報告書や調査にかかわる資料、関係者への聴取などをもとに、本事案の再調査の必要性の有無について検討してきた。

その結果、新たに調査をしなくてはならない事実は見当たらなかった。また、申立人が所見で述べていた、教育委員会および学校の対応の是非についても、これまでの調査結果ならびに再調査の必要性の判断において実施した聴取のみで検討可能であると判断した。よって、本事案について、再調査の必要性はないと判断する。

しかし、再調査の必要性の有無についての当部会の調査検討結果から、本事案における教育委員会および学校の対応について不十分であった点がいくつか散見された。このうち、調査報告書は、いじめ重大事態でありながら、情報共有もなされなかったという経過をふまえ、小学校にはいじめ対策組織は機能していないとし、構成員の確認、定期的開催などの提言をしている。また、加害生徒の在籍する中学校には被害生徒への対応などについて、いじめ防止基本方針の改変を求めている。当部会はこの提言を実行するに際し、いじめ未然防止および早期発見早期対応の観点から、教育委員会および学校のいじめ対応のより良いあり方について、見解を示したい。

## (1) 組織としての学校と学校管理職のあり方

学校では、日常の活動や行事などを全校単位であれば全校で、学年単位であれば学年でチームとして計画・実行・評価・改善（いわゆるPDCA）を行う。その中で、教職員はそれぞれ役割を分担する。校長は組織の要であり責任者である。

学校がいかに組織として機能するかは、組織の長である校長のリーダーシップによるところが大きい。本事案の小学校長は被害者児童、保護者である申立人と一度も面談をしていない。窓口である教頭に任せて報告を受けていたとはいえ、組織のリーダーとしての役割を果たしていたとは言えない。この事案にどう対処するかを組織として話し合った形跡もみられない。保護者から内密にとの要望があったとしても、学校として備えることはあったのではないかと考える。

校長は日頃から学校の内外にある課題を把握することに努め、組織としてどのように対応するかを全職員に示す必要がある。そのためには常に情報を集め、明確な方向性を示すことが求められる。また一方で校長の指示のもと行動する意識をもつメンバーを育てる人材育成が必要となる。優れたリーダーを育てるためには研究と研修が不可欠であるが、その内容は学校の課題に則したものであること、地域や社会が期待するものであることは言うまでもない。教育委員会には、より今日的課題にかかわるリーダー育成の教職員研修を望みたい。

本事案は、小中学校、司法機関、教育委員会、民間団体など、複数の機関が関与し、相互に報告・連絡体制は保たれていた。しかしながら、各機関において「いつ」「誰が」

「どのように確認するのか」といった運用上の慣習の違いや、チェック機能が十分に機能していなかったことにより、被害者との間に認識の齟齬が生じた可能性が高いと推測される。同様の事案が今後発生しないと願うところではあるが、今後、教育委員会が作成した指針を参考としつつも、それにとどまらず、目標とするゴールの明確化、随時のチェックポイントにおける評価、ならびに状況に応じた方向修正を可能とする、実際に機能する実行体制を備えた方策を検討する必要がある。組織の中で不可欠とされる報告・連絡・相談であるが、これに「確認」を加える必要がある。確認を習慣化すると、子ども達を育てる場面でも、校内の問題や地域とかかわる問題についても方策を立てるのにそう多くの時間はかからないと思われる。

ところで、いじめ事案が発生した際には、被害者および直接的な関係者に関心が集中しやすい傾向があるが、学校としては、緊急支援や災害支援の考え方を参考にし、周囲の児

児童生徒、被害者との関係性が薄い児童生徒、さらには保護者に対しても、当該事案から心理的影響を受ける可能性があることを想定しておく必要がある。支援の対象を「一つの地域社会としての学校コミュニティ」と捉え、アンケート等による状況把握を行うとともに、「安全と安心」を届けるためのリラクゼーションやアクティビティの実施、児童生徒の心身の健康状態の把握、ストレス対処法に関する研修など、被害拡大を防ぐ予防的措置としての介入も視野に入れたアウトリーチを行うことが求められる。

多様化複雑化する学校において、校長のリーダーシップはもとより相手の心情に立った対応ができる教職員の育成が喫緊の課題であると考えられる。

## (2) いじめ重大事態対応における組織のあり方

いじめの重大事態においては、被害児童および保護者が深刻な心理的トラウマを抱えていることを前提とした支援体制の構築が不可欠である。自治体（教育委員会および市関係部局）は、学校単位の対応に委ねるのではなく、継続性と専門性を担保した公的支援システムを整備する責任を負う。

第一に、トラウマインフォームドケア（TIC）の視点に基づく長期的支援体制の確立が求められる。いじめ事案において最優先されるべきは、被害者に対するトラウマケアであり、その心理的フォローを継続して行うことによってこそ、被害によって受けた心身のダメージからの回復が可能となる。被害者に寄り添う役割を担うのは、必ずしも一人の特定の支援者とは限らず、複数の立場の人間が関与し、被害児童生徒の成長や環境の変化に伴ってその担い手が変わる可能性もある。そのため、支援の引き継ぎを丁寧に行い、実施した支援内容を記録として確実に残すことを徹底すべきである。また、トラウマにより意思決定が困難な保護者に対しては、性急な回答を求めず、「見守り続けている」というメッセージを継続的に届けるアウトリーチが不可欠である。これには高度な専門性と継続的関与が求められるため、自治体は外部専門家を活用できる財政措置や制度設計を行うべきである。加えて、いじめ事案に関する研修を学校関係者が積極的に実施し、模擬体験を重ねることで、事案発生時における対応力、すなわち先述した実行機能の向上につながると考えられる。

また、いじめの影響は事案終結後も長期にわたり、数年後に症状が顕在化することもあるため、学年や学校の枠を超えて一貫した伴走型支援を提供できる自治体主導の仕組みが必要である。

第二に、組織的対応を可能にする情報共有システムの刷新が急務である。本事案では、

教頭のメモが引き継がれない、担当者が変わると情報が失われるなど、個人依存の運用が重大な問題として露呈した。自治体は、相談記録や支援経過をデジタルで一元管理する公的プラットフォームを構築し、学校・教育委員会・医療・福祉・警察など関係機関がリアルタイムで情報を共有できる体制へ移行すべきである（別紙 韓国のCYS-NetやWeeシステムを参考）。担当者の異動や退職があっても支援が断絶しない仕組みを自治体レベルで整備することが、継続的支援の前提となる。

また、いじめ対応を教員個人の裁量や善意に依存させないために、自治体として公的な職務範囲と記録管理の基準を明確化する必要がある。いじめ事案に関する記録は、個人のメモや私的管理に委ねるのではなく、公文書として扱い、共有フォルダ等で適切に保存・管理するルールを制度として定めるべきである。また、学校内の判断過程を可視化し、組織として決定し、記録し、継続するプロセスを自治体が標準化することで、申立人との認識の齟齬を防ぎ、信頼関係の維持・回復につながる。

他方で、いじめ事案の場合は、事案を想起させるような接触が当事者および関係者に心身の不調や悪影響を及ぼす可能性があるのは先に述べたとおりである。そこで、組織的対応は保ちつつも、窓口となる者、すなわちキーパーソンとして当事者および関係者とつながる者を決めておくなど、関係者の状況に柔軟に対応できるよう努めるべきである。

以上のように、いじめ重大事態への対応は、学校単位の努力に委ねるのではなく、自治体が制度として継続性・専門性・透明性を担保する仕組みを構築することで初めて実効性を持つ。教育委員会および札幌市における関係部局は、長期的支援、情報共有システム、記録管理の三点を柱としたいじめ重大事態対応に取り組むべきである。

### （3）制度を活用するための「こどもまんなか」の視点

当部会が提言した組織的対応や情報共有システム等の諸施策は、事案に対処するための細案であり、具体的手法に過ぎない。したがって、社会情勢の変容や個々の事案の特性に応じ、これらを柔軟かつ多様に運用していく姿勢が不可欠である。しかし、どのような制度や仕組みを整備しようとも、常に忘れてはならない基盤が、わが国が目指す「こどもまんなか社会」の実現であり、「こども基本法」に謳われる「子どもの権利」を最優先にするという視点である。「こどもまんなか」とは、子どもを一人の権利主体として尊重し、子どもの視点から社会を見つめる姿勢であり、健やかな成長と将来にわたって幸福（ウェルビーイング）に生活できることを目指すためのものである。

いじめの重大事態を未然に防ぎ、あるいは再発を確実に防止するためには、教育に関わ

る全ての関係者が「何のために制度があるのか」という本質を共有し続けなくてはならない。「こどもまんなか」という価値観の共有なきところに、真の意味での再発防止は成立しないことを強調したい。

## 7 検討結果報告書に基づいた再発防止と提言の実行について

当部会は、令和8年2月25日に、検討結果について申立人に説明する機会を設けた。これを受け、同年3月6日、申立人より当部会に対し「調査結果報告書（案）への意見（再発防止・周知・支援実装の接続について）」と題した意見書が提出された。

当該意見書は、本検討結果報告書で指摘した各論点、および示された提言内容の具体的実装に焦点を当て、再発防止における実務上の課題とそれに対する代替案が詳述されたものである。

当部会は、教育委員会および市関係部局に対し、本報告書の提言を形式的な整備に留めず、意見書で提示された課題の解決と具体的施策への反映に向け、真摯かつ迅速に対応することを強く求める。

令和8年3月19日

札幌市子ども・子育て会議いじめ問題再調査部会

部会長 永浦 拓 (北海道教育大学大学院 准教授)

委員 金 昌震 (札幌大谷大学社会学部地域社会学科 准教授)

馬場 政道 (弁護士)

橋本 久美 (北海道公認心理師協会)

山田 明子 (札幌人権擁護委員協議会人権擁護委員)

【別紙】

表 韓国における青少年相談・支援の情報管理システム

システム名	所管省庁	主な機能・特徴	重要性・意義
CYS-Net (Community Youth Safety-Net) (地域青少年統合支援システム)	女性家族部 (青少年相談福祉センターが運用)	・相談記録・ケース管理 (相談内容、支援経過、介入後の変化など) ・関係機関情報の管理と共有 (保健所、警察、学校、病院等) ・ワンストップ型の統合支援	担当者が変わっても過去の経緯を把握でき、支援の断絶を防ぐことができる
Weeプログラム / (We= Education/ Emotion)	教育部 (教育庁所管のWeeセンター)	・校内相談 (Weeクラス) と校外相談 (Weeセンター) の相談記録を一元管理・いじめ・不登校などリスクの高い児童生徒の支援内容・進捗管理	学校という「点」での対応ではなく、教育委員会や外部専門機関を「線」でつなぎ、組織的に子どもを見守る基盤となる

(出典: 「女性家族部」 「教育部」 ホームページ)

韓国のCYS-NetとWeeシステムは、いじめ・不登校・家庭問題など、子どもの複合的な困難に対して「学校だけでは対応しきれない部分を、自治体と専門機関が組織的に支える」ために作られた公的情報管理・支援ネットワークである。両者は役割が異なるが、連携することで「学校で把握した問題を地域の専門機関につなぐ」という流れがスムーズになり、支援の抜け落ちを防ぐ。

## 【参考文献】

- 大阪教育大学 学校安全推進センター. “トラウマインフォームドな学校（2）問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう”. 学校安全推進センターWebサイト.  
[http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental/wp-content/themes/original/commons/img//mental\\_care/2\\_2.pdf](http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental/wp-content/themes/original/commons/img//mental_care/2_2.pdf) (参照 2026-03-18).
- 大阪教育大学 学校安全推進センター. “子どもの心理教育用資料（1）知っておいてほしいトラウマケア 子どもへの対応の基本①”. 学校安全推進センターWebサイト.  
[http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental/wp-content/uploads/2021/04/leaflet\\_trauma\\_care\\_teacher.pdf](http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental/wp-content/uploads/2021/04/leaflet_trauma_care_teacher.pdf) (参照 2026-03-18).

[元ページ : [http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental\\_care](http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/mental_care)]